

議案第 3 2 号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について

取手市都市計画税条例(昭和 4 8 年条例第 3 1 号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地方税法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 から 15 まで（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 16 及び 17（略） 18 法附則第 15 条第 1 項，第 13 項，第 18 項から第 22 項まで，第 24 項，第 25 項，第 29 項，第 33 項，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項から第 44 項まで，第 47 項若しくは第 48 項，第 15 条の 2 第 2 項，第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。 19（略）	付 則 1 から 15 まで（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等） 16 及び 17（略） 18 法附則第 15 条第 1 項，第 13 項，第 18 項から第 22 項まで，第 24 項，第 25 項，第 29 項，第 33 項，第 37 項から第 39 項まで，第 42 項から第 44 項まで，第 47 項若しくは第 48 項，第 15 条の 2 第 2 項，第 15 条の 3 又は第 61 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り，第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 61 条」とする。 19（略）

付 則

この条例は，令和 3 年 1 月 1 日から施行する。